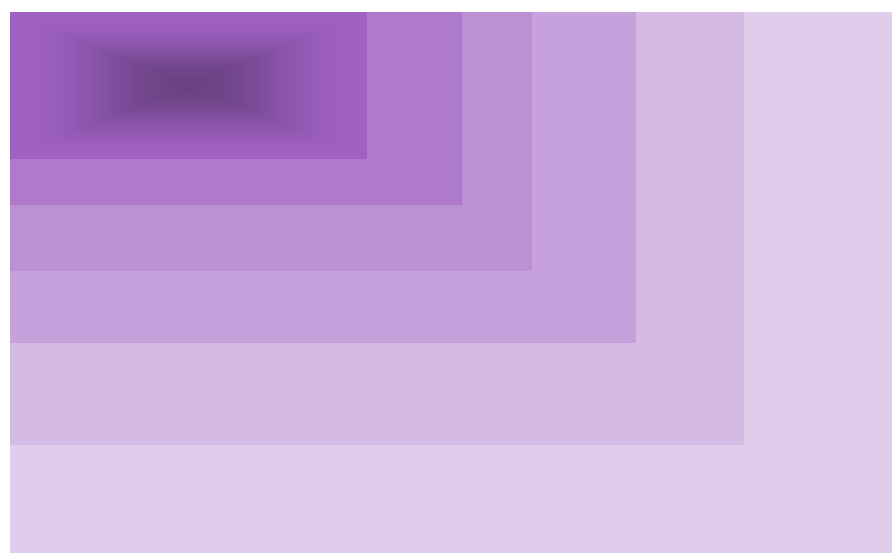


# 市民参加と協働のまちづくり 推進基本指針



～ 新たな自治のかたちをめざして～

平成 21 年 3 月

大 町 市

# 目次

序文 明子さんとおばあさん .....	2
<b>1 . 基本指針の位置づけ</b> .....	3
( 1 ) 大町市がめざす地域の姿	
( 2 ) 参加と協働を進める背景	
( 3 ) 基本指針作成の目的	
<b>2 . 参加と協働の理念</b> .....	5
( 1 ) 参加と協働の基本的な考え方	
( 2 ) 参加と協働の担い手	
( 3 ) 参加と協働の相手方	
( 4 ) 自治のまちづくり	
<b>3 . 参加と協働の基本原則</b> .....	10
<b>4 . 参加と協働の進め方</b> .....	12
( 1 ) 市の推進体制の整備	
( 2 ) 参加を進めるために	
( 3 ) 協働を進めるために	
( 4 ) 協働事業の創出	
<b>5 . 参加と協働における役割と効果</b> .....	17
( 1 ) 市民にとって	
( 2 ) 行政にとって	
( 3 ) 地域全体にとって	
<b>6 . 用語説明</b> .....	20

## 【参考資料】

策定委員会委員長あいさつ .....	22
策定委員会設置要綱 .....	23
策定委員会の構成 .....	24
策定委員会の検討経緯 .....	25
策定委員会からの提案 .....	27

## 【序文】

### 明子さんとおばあさん

明さんは、小学校の5年生です。

毎朝、学校へ行く時に、「おはよう」、「おはようございます」と声をかけ合うおばあさんがいます。そのおばあさんは、一人で暮らしています。

ある時、二日続いて、おばあさんの姿が見えません。明さんは心配になって、学校に着くとすぐに担任の先生に、そのことを話しました。

担任の先生は、「それは心配だね。家に帰ったら、お母さんに話して、確かめてもらったのかな」と話してくれました。

明さんは、夕方急いでとび帰って、お母さんにそのことを話し、電話してもらいました。

お母さんは、「おばあさんは風邪をひいて寝ていたけど、今日は午前中にお医者さんにいったから、もう大丈夫だよ」と教えてくれました。

翌々日の朝、おばあさんが家の前でいつものようにお花の手入れをしていました。

明さんの姿を見つけると、「おはよう。心配してくれたんだね。あの日は近所の人や、市役所の保健師さんも来てくれたんだよ。ありがとね。」と笑顔で元気よく声をかけてくれました。

それから明さんは、家族で旅行したときも、旅先からおばあさんに、「おはようございます」と電話をしています。

明さんの毎日の「あいさつ」が、友達やご近所の方々に広まって、みんなでおばあさんに声をかけるようにしているようです。

このように、私たちのまわりには、自分一人ではできないことがたくさんありますよね。みんなで気づき合って、助け合い、協力し合えば、どんなにかすばらしい社会になることでしょう。

私たちは、住んでいる地域のみみんなと力を合わせて、よりよい暮らしを作るために努力します。そうした努力が、お互いの仲間意識を育て、心の温かさや豊かさを感じさせてくれます。

**それが、協働の原点です。．．．．．**

#### ワンポイント

このように「参加と協働」は、何も難しいことではなく、一人ひとりが「気づき合い」、「助け合い」、「協力し合う」という気持ちをお互いが持ち合うことが原点です。

## 1. 基本指針の位置づけ

### (1) 大町市がめざす地域の姿

大町市は、北アルプス山麓の美しく豊かな自然環境のなかで、恵まれた自然と豊富な地域資源の恩恵によって、産業・歴史・文化を育んできました。

この大町市を、私たち自らが誇りとし、また訪れる人びとに感動を与える地域として、かけがいのない自然環境とともに、未来を担う子どもたちに引き継ぐことは、私たち市民共通の願いであり責任でもあります。

いま、時代は大きな転換期を迎え、社会の仕組みや私たちの暮らしも大きく変化しつつあります。このような状況のなかで私たちは、市民一人ひとりの「参加」からはじまり、お互いの知恵と力を結集し、ともに汗を流しながら「協働」の力で課題を乗り越え地域の再生を図ります。

そうして、みんなが住んで良かった、訪れて良かったと、心から思える心豊かなまち「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」の実現をめざします。

#### ワンポイント

「参加と協働」とは、目的ではなく手段です。しかしながら、目的が明確でないと物事は前に進みません。委員会や素案の意見交換会でも、もっと具体的にめざす地域の姿を示すべきとの意見が出ましたが、市の共通の目標である市総合計画の将来像を目的とし、その実現のために「参加と協働」の手段が必要であると位置付けました。

### (2) 参加と協働をすすめる背景

農業や手工業が地域の主な生業（なりわい）で、地域で働き生活する人が多かった時代には、道路や水路を整えたり、お年寄りや子どもの面倒を見たりと、住民がお互いに力を合わせて地域を支え合ってきました。

やがて産業化が進み、地域の外に働きに出る人が増えたりして、徐々に地域を支えあうことが難しくなり、代わって行政が担うこととなり、やがて何でもかんでも行政がやるべきと考える風潮も見られるようになりました。そうして、地域の人びとが力を合わせることで減ってきて、次第に地域のふれあいや連帯感も失われてきました。

長引く経済の低成長や少子高齢化などといった社会の状況の中で、様々に複雑な問題が山積しています。また、行政ができることにも限界があり、財政面だけではなく、「住民自治」の考え方からしても、行政主導でよいのかという反省が広がっています。

大町市では、これまでも自治会の皆さんなどとともに道や川の管理、環境の美化、地域福祉などに取り組んできました。

また、価値観の多様化や余暇の拡大などを背景に、共通する関心ごとで集まった仲間たちで、社会に役立つ活動（公益活動）を進める団体やグループが増えています。

「住民自治」・・・下線部は20ページの【用語説明】を参照

市内でも、里山を手入れしたり、お年寄りの生きがいづくりや子育てを応援したり、伝統文化を子どもたちに伝えたりと、様々な分野において自主的な市民活動が広がっています。市では平成14年度より、市民のこうした活動を資金的に支援する制度（きらり輝く協働のまちづくり事業）を創設し市民活動を応援しています。

こうした取り組みを更に強力に進めていくため、大町市第4次総合計画では、市の将来像「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」を実現するための重要な手段として、「市民参加と協働によるまちづくり」を基本に据えて、市民主役のまちづくりを進めていくことの決意を示しました。

#### ワンポイント

時代背景を振りかえりながら、なぜ今「参加と協働」が全国的な取り組みとなっているのかを説明しています。委員会では、地域が自立していくためには、地域の課題を地域でどのように解決していくべきかを住民が一緒に考え、行動していくまちへと再建する必要があることが確認されました。

大町市では従来からも市民の自主的な取り組みがあり、行政も応援して来ましたが、様々な社会情勢の変化を受け、さらにいっそうこのような市民の自主的な取り組みを強化する必要がある時代となっていることを強調しています。

### （3）基本指針作成の目的

#### 参加と協働の取り組みをいっそう広める

この指針は、大町市での「参加と協働」の取り組みをより多くの市民に広げて、これからのまちづくりの基本とするためのものです。大町市をより住みやすく、より魅力ある地域にしたい。そうしたみんなの願いが活かされ、一緒に力を合わせるができるように、この指針を作りました。

#### 共通の約束事を確立する

多くの市民が一緒に力を合わせるためには、共通の約束事をしっかりさせておく必要があります。そこでこの指針は、参加と協働について、基本的な考え方や推進のあり方などを示しています。

## 2. 参加と協働の理念

---

### (1) 参加と協働の基本的な考え方

#### 参加とは

この指針で「参加」とは、市民一人ひとりがある取り組みに、関心を持ち、自主的に加わることをいいます。まちづくりでの参加には4つのかかわり方があります。そして、多くの場合、重複して取り組まれています。

#### \* 社会への参加

市民一人ひとりの立場でまちづくりやボランティア活動などを行うこと。

#### \* 地域への参加

自治会や子ども会育成会などの地域のつながりによる組織を通じて、目的の達成や課題の解決の取り組みに参加すること。

#### \* 市民活動への参加

テーマや関心ごと組織される市民団体などを通じて、目的の達成や課題の解決の取り組みに参加すること。

#### \* 市政への参加

市政や市の事業に協力したり、意見や提案を出したりすること。

市民一人ひとりが等しく参加の権利を持っています。この権利が積極的に活かされることで、地域や市政は活性化します。ただし、あくまでも市民一人ひとりの関心や状況に応じて、自主的に行われるのが基本です。

行政は、これら市民が参加する機会を確保し、拡充するよう努める必要があります。

なお、計画や企画段階から参加することを、「参画」という場合がありますが、この指針では「参加」に含めています。

#### 協働とは

「協働」とは、ある目的に向かって、立場の違うものどうしが力を出しあう（ともに取り組む）関係をいいます。この指針では、「参加」の広がりを前提にして、以下の2つの協働を柱に据えています。

#### \* 市民と市民による協働

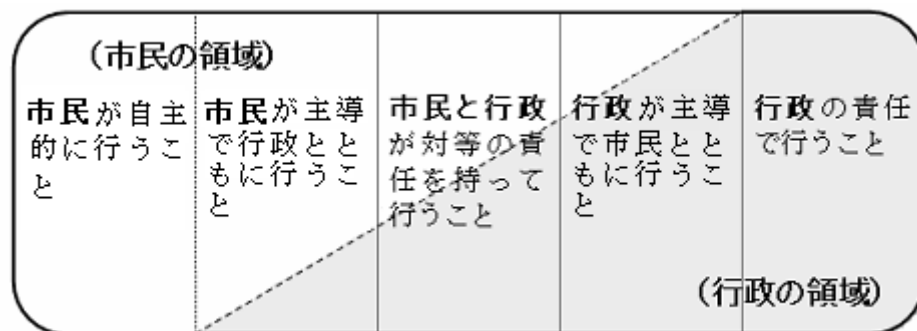
市民が、それぞれの能力や技術を持ち寄り、協力しあって取り組むことです。もちろん、大町市に住む市民だけでなく、企業や市外の皆さんにも協力の輪を広げていくことで、より充実したものとなります。

#### \* 市民と行政による協働

自治会や市民団体の取り組みに行政が支援をしたり、市政の様々な取り組みに自治会や市民団体、企業などが協力したりすることです。

この「2つの協働」も重複し合っています。また、市民や行政のかかわり方には、様々な形があると思われます。(図表1)そこで、市民も、行政も、それぞれが自らの取り組みにより多く参加や協働の領域を広げることで、全体として地域が活性化することが期待されます。

《図表1 協働の領域のイメージ》



### ワンポイント

委員会では、「市民と行政」だけの協働をすすめるのではなく、自治会と自治会、自治会と市民団体、市民団体と市民団体のように、「市民相互」の協働も推進していくべきとの意見が出され、「市民相互」の協働の裾野を広めていくことが、「市民と行政」の進展につながり、市全体のまちづくりになるとの集約となりました。

## (2) 参加と協働の担い手

参加と協働のまちづくりの担い手は市民一人ひとりです。また、市内で活動する様々な団体・組織・企業の皆さんも重要な担い手です。行政は、市民一人ひとりが参加と協働の取り組みを進めやすい環境の整備を図ります。

### 市民

市民とは、大町市内に住み、働き、学ぶ人たちのことをいいます。広い意味での市民には、自治会や市民団体、企業などの組織や団体も含まれます。

市政の主人公は市民です。市政は、市民から負託を受けた議員と理事者、及び市職員によって運営されますが、市民一人ひとりが、自分の住む地域のことや、市政について関心を持ち、積極的にかかわっていく努力が必要です。

市民と行政は別々のものではありません。参加と協働を進めることは、市民どうしと、市民と行政のきずなを深めることです。

## 自治会

自治会は、任意団体ですが、行政組織ができる以前から地域社会における「公」を担ってきた基礎的で、根源的な団体です。参加と協働のまちづくりを進めるうえでも重要な担い手です。今後も地域を維持していく母体として、他の市民団体と連携を図りながら、時代の変化や住民の生活実態に対応した組織運営に努める必要があります。

行政は、自治会の自主性を尊重し、活動しやすい環境づくりを図ることで、住民自治のまちづくりを進めます。

## 市民団体

市民が自主的に、営利を目的とせず、社会に貢献するための活動を行う団体やグループを市民団体とといいます。

多くの市民団体は、活動基盤が弱く、公益活動を進める上で、情報や知識、技術、資金、活動場所など、行政の支援を必要とする場合があります。行政はその自主性を尊重し、自立を促進する観点から、適切な支援を行います。

なお、特定の政治・宗教の普及を目的としたものは支援の対象に含みません。市民生活の秩序や安全に脅威を与える活動は断固排除します。

## 企業等

民間の営利組織である企業の皆さんも大町市を構成する一員です。企業は専門的な情報や知識、技術を持っています。それらをまちづくりや市政に生かすことができるよう取り組んでいきます。

### (3) 参加と協働の相手方

協働の取り組みでは、市民も行政もそれぞれが広く市民の参加を促す「開かれた取り組み」であることが大切です。

参加や協働の相手を決める時には、はじめから相手を限定するのではなく、参加や協働の機会が平等に開かれていて、かたよりがないように配慮しなければなりません。特に行政の場合は公正さが求められます。

### (4) 自治のまちづくり

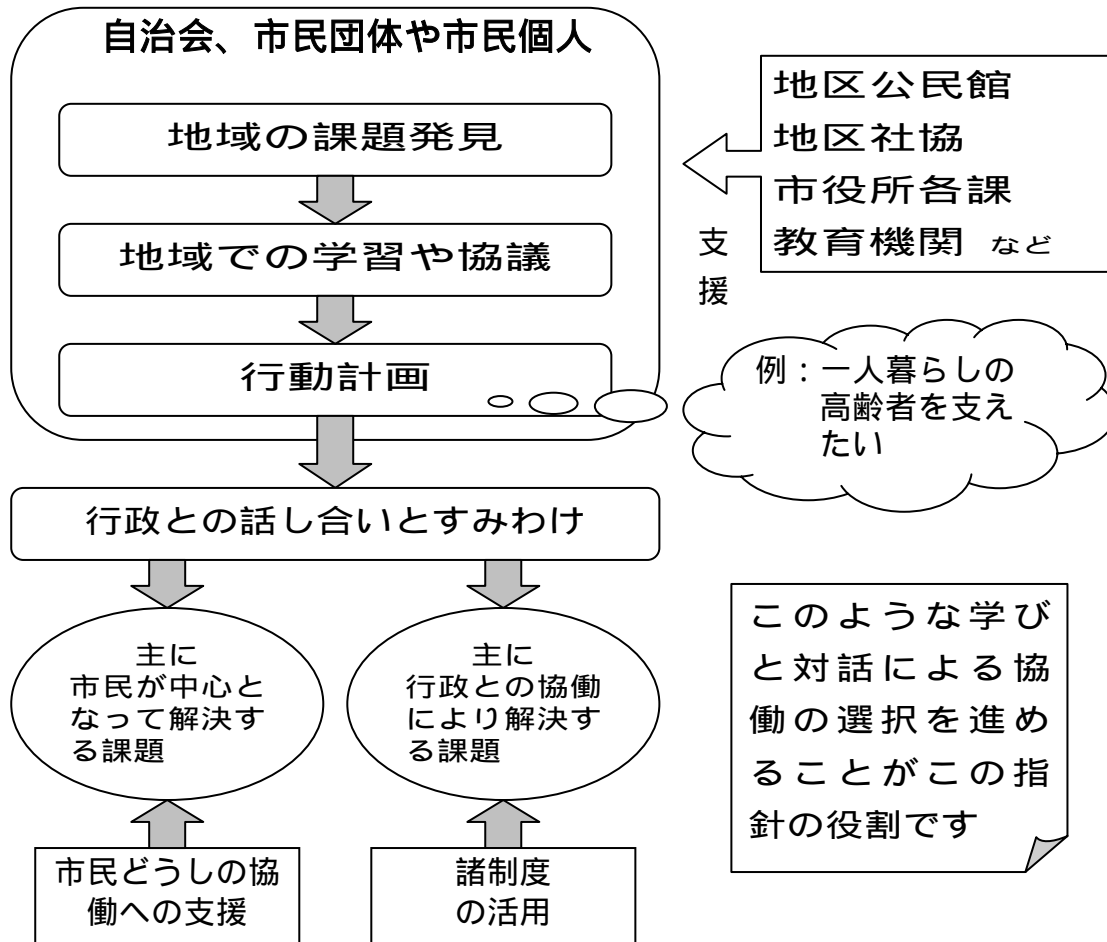
自治会や市民団体が積極的に自主的な取り組みを進めたり、自治会や市民団体どうしの協働を進めたりすることで、地域の力が高まってきます。

また、市民と行政との参加や協働が進むことで、市民は行政の仕組みを理解し、利用するようになり、行政は市民の思いをよりよく市政に反映できるようになることが期待されます。

このように、参加と協働を進める最大の目的は、自分たちのことは自分たちで考え、決め、実行するという住民自治のまちづくりを発展させることです。(図表2)



《図表2 自治のまちづくりのイメージ》



これまでは、与えられた予算や補助金などの使い方を考えることが多かったといえます。これからのまちづくりは、「いま地域にとって何が必要か」を市民がよく調べ学習し、やるべきことを見定めたいうえで、行政とよく話し合っ、必要な支援や財源の確保を一緒に考えていくようにします。

もちろん、限られた資源や財源の中で、全てがすぐに行政との協働で動き出せるわけではなく、時には市民の中で競合してしまうこともあります。そのような時には、この指針を羅針盤として話し合い、理解し合うなかで、よりよい方法を選択できるようにします。

市民どうしの協働を進める場合も、情報の提供や諸手続きへの支援、市民への広報など、行政としてできる支援を最大限図るようにします。

こうした参加と協働の取り組みを大町市内に積み重ねていくことで、大町市らしく、時代の潮流に適應した「新たな自治のかたち」をめざしていきましょう。

## ワンポイント

参加と協働を進めていく本質的な目的は、「自治のまちづくり」を進めることです。

地域で抱えている課題はたくさんありますが、その解決をすべて行政に頼るのではなく、住民自らが課題を発見し、その解決に向けた行動計画を地域で協議し定めていくことが重要です。

そして自分たちでできることは実践し、できないことは行政に協力を要請したり解決方法を提案していく。こうした住民の取組みを蓄積していくことで、「地域力」や「自治力」が高まり、地域が活性化します。

委員会では、「自治のまちづくり」を進めるためには、「自治基本条例」などの条例制定が必要であるとの意見が出されましたが、直ちに条例を制定するのではなく、今回の基本指針による「参加と協働」のすすみ具合を勘案し、また市民活動等の実践を積み重ねたうえで、必要に応じて検討することが適切であるとの結論に達しました。

### 3. 参加と協働の基本原則

---

行政でも、市民の公益活動でも、参加と協働が円滑に進むように、以下の基本原則に留意します。とりわけ行政では、これらのことを率先して進めていく必要があります。

#### 対等と相互理解

公益活動を行う市民団体と行政とは対等の関係です。お互いの立場や役割を理解し合って、参加と協働を進めます。そのために、お互いが理解し合うための対話と学び合いの取り組みを進めます。

#### 情報の公開と共有

情報の共有は、参加と協働を進める上での大前提です。

行政情報は市民共有の財産であることから、あらゆる行政情報の公開を原則として、市民が情報を入手しやすくし、その理解を手助けながら、情報の利用を図りやすくします。

市民には行政情報を知る権利があります。行政が発信する情報に関心を寄せ、これを活用するとともに、地域の情報を行政に寄せたり、市民活動の情報を広く市民に伝えたりする役割を担います。

#### 透明性と説明責任

参加と協働の機会は全ての市民に開かれているとともに、その目的と内容、実施状況、結果と評価を公開し、常に改善を図るようにします。

#### 自主性と多様性、持続可能性の尊重

市民の自主性と価値観の多様性を尊重し、市民が自ら見出した課題について学び・実践し、それが持続できるようにします。

また、若い世代の参加を重視するとともに、将来を見据えて、次世代の皆さんがよりよい選択ができるように配慮します。

#### 事前配慮

市民の理解を得て、参加と協働を円滑に進めるために、市民生活や地域環境、市財政などに与える影響度に応じて、参加と協働の具体的な手法を検討します。

特に行政は、市民生活への影響が大きいと見られる計画を策定したり、事業を実施する場合には、できるだけ早い段階で、その影響を見積もり、市民に公開し、意見を求めながら進めていきます。

#### 人材の育成

参加と協働を進めるうえで最も大切なことは、まちづくりの担い手としての人材の育成です。それぞれの活動を進めながら、参加と協働への意識と能力を高め、自主的な取り組みを実践できる市民を育てます。

## ワンポイント

### 「情報の公開と共有」

委員会では、市民が行政情報を知りたくても、どこに情報があるのか解りづらかったり、十分に公開されていないなど、現状について多くの課題が指摘され、「行政情報の開示」は、市民参加と協働の前提条件であるという認識が共有されました。

そのためには市の審議会などを原則公開としたり、常に市民が知りたい情報とは何かを追及し、的確に発信する工夫をするなど、「行政情報の開示の推進」や、「発信方法の改善」について積極的な意見が出されました。

また、行政が情報の公開を推進するのは当然であるが、知り得た情報を市民活動に積極的に活かしていくという「市民の努力」も必要であるとの意見が出されました。

### 「事前配慮」

すべてにおいては困難であるが、特に市民生活に大きな影響を及ぼす計画を策定したり、事業を実施したりする場合には、できるだけ早い段階から市民に情報を公開し、意見を求めながら進めていくという事前配慮が重要との意見が出されました。

## 4.参加と協働の進め方

---

### (1) 市の推進体制の整備

この指針を受けて参加と協働の取組みが円滑に進むよう次のとおり、市の推進体制を整備します。

#### ア 職員の意識改革の推進

市民参加・協働によるまちづくりに向け、市職員の意識向上、地域への関わり方、協働事業のコーディネートの方針などについての職員研修を実施します。

#### イ 市民参加・協働推進員の配置

すべての課等にリーダーとなる推進員を配置し、課内における意識の徹底と参加と協働の視点からの施策事業の推進を担当します。

#### ウ 庁内推進マニュアルの作成

全職員の意識の醸成と徹底を図るためマニュアルを作成し、十分理解したうえで、これを施策事業推進の参考とします。

#### エ 指針の徹底と進行管理

市民参加・協働に関する庁内調整や職員研修、総合的な窓口、全体的な進行管理については市民参加・協働担当課において実施します。

### (2) 市民活動の育成と支援

#### ア 市民活動支援機関の検討

自主的な市民活動を総合的に育成・支援するための「市民活動支援機関」の設置に向け、その機能や運営方法、設置場所などについて、市民と協議を行います。

#### イ 公的機関等との連携

各分野における市民の自主的な学びや活動を効果的に支援するため、大学や公民館、山岳博物館などの各種教育機関や、社会福祉協議会など公的機関等との連携強化を図ります。

#### ウ 市民意識の啓発と人材育成

まちづくり講演会や市民活動のための学習会などを開催し、市民が主体的・自主的にまちづくりに参加する市民意識の向上を図るとともに、まちづくりを担う次世代の人材育成を図ります。

#### エ 市民活動の情報発信・情報共有

市内各地で実践されている市民活動を市のHPや広報により積極的に情報提供します。

### (3) 自治会支援方策の検討

今後の協働のまちづくりにおいて、重要な担い手となる自治会の組織強化のあり方についてともに検討していきます。自治会自らが地域の課題や情報を共有し、協働して地域課題の解決に努めることができる組織となるよう、支援方策をさらに検討します。

### (4) 市民の視点からの点検・評価

この指針の具体化の検討と実践内容について点検と評価を行うため、市民参加による検討組織を設置します。

#### ワンポイント

各課等に「市民参加協働推進員」を配置し、担当分野ごと全庁体制で推進するとありますが、委員会では、「市民参加協働推進員」に任命された職員だけが推進するということではなく、全職員が同じ気持ちで推進していくという姿勢が大切であるとの意見が出されました。

また、委員会では市民活動を支援するための「市民活動推進機関」の必要性が合意されましたが、建物や場所の問題でなく、運営母体を行政、行政と市民の協働、市民、のいずれとするのかとか、具体的にどのような支援をしていくのかといった中身の問題が重要であるとの意見が出されました。

また、協働のまちづくりの重要な担い手となる自治会や公民館活動に対する支援策をさらに検討すべきとの意見が出されました。

### (2) 参加を進めるために

参加を進める手段は、計画や事業の進みぐあいに合わせて、参加の機会を工夫しながら設け（図表3参照）それが利用されるように広く市民に知らせます。

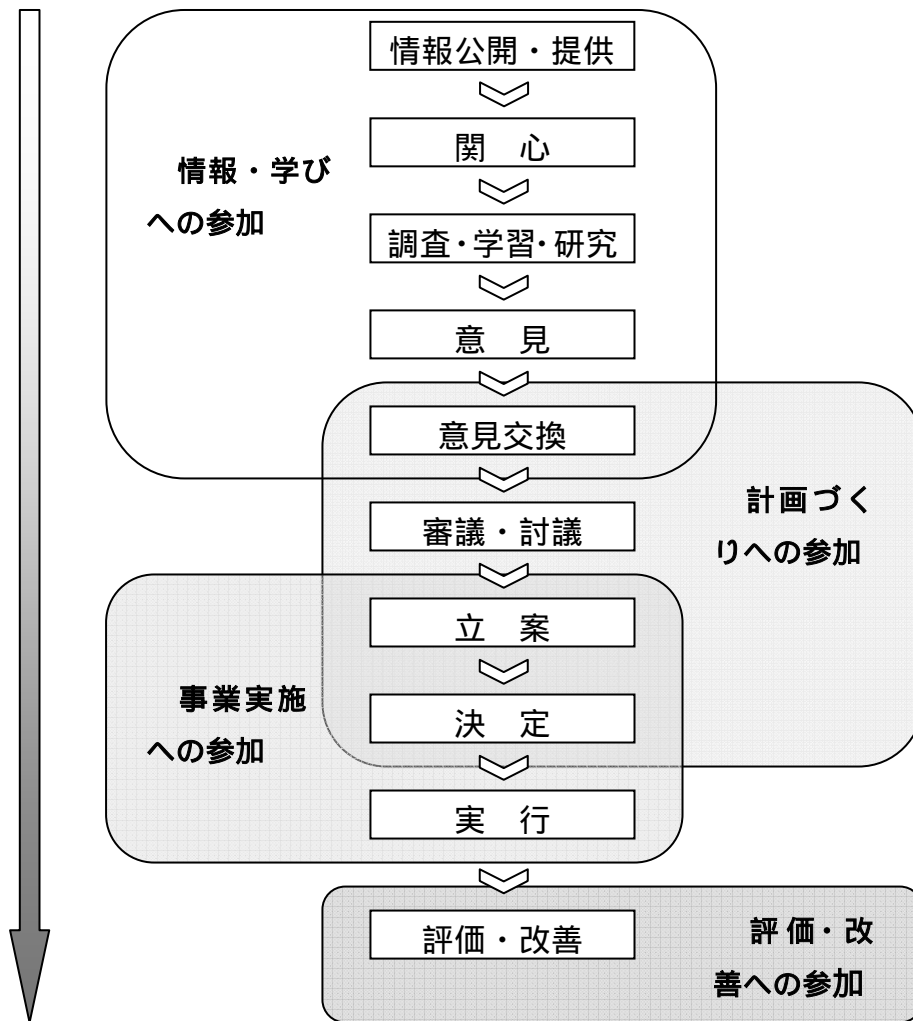
市民の参加を「待つ」という姿勢ではなく、自治会や市民団体と協働して、関心のありそうな人、やる気のある人に確実に情報が届くようにします。

また、市民も様々な段階における参加の機会を積極的に活かしましょう。

《図表3 参加の機会と行政施策の一例》

情報・学び段階	情報取得や学習への参加 提言や意見表明での参加	行政情報の公開、広報の徹底 職員出張講座の充実 市政学習会、まちづくり学習会等の開催 参加や協働が必要な取り組みの周知
計画づくり段階	施策や計画の素案 検討段階からの参加	各種審議会や各種委員会などの設置 意見募集（パブリックコメント）の実施 市民意向調査（アンケート）の実施 市民説明会や意見交換会などの開催
事業実施段階	事業への参加協力 運営主体への参加	市が主催する各種行事への参加、協力 市が事務局を担う実行委員会などへの参加、協力
評価改善段階	実施結果の評価や 改善への参加	各種評価委員会の設置 行政評価制度との連携

《図表4 事業や計画などのすすみ方と参加の機会》



### ワンポイント

一言に参加といっても、様々な段階や過程における参加があります。そしてそれらの参加の機会が広く市民に知らされるとともに、利用しやすいよう工夫されていなければなりません。

参加と協働は、市民があることに「関心」を持って、「学ぶ」ということから始まります。委員会では、行政はそれらの機会を市民に効果的に提供し、一方市民はこうした機会を積極的に活かしていく必要があるとの意見が出されました。

図表4は、まずは市民が関心を持つことから始まる「情報や学び」への参加が、やがて「計画づくり」や「事業実施」、「評価・改善」への参加と徐々にレベルアップしていくことを述べています。

委員会では、行政はこれら各過程において、市民の参加の機会を確保するとともに、参加と協働が効果的に進むようコーディネートする必要があるとの意見が出されました。

### (3) 協働を進めるために

協働の実務には、図表5のように、従来からも行われてきた様々な手段があります。市民にとってわかりやすく、公正であるためには、これらの手段をとる際の手続きを明確にしておく必要があります。特に、助成・補助・委託のようにお金が伴うものは慎重に進めます。

ただし、市民の思いや信頼関係を大切にしながら運用していきます。

《図表5 協働の手段》

情報の提供と共有	市民が活動するうえで必要な情報を提供する 一緒に取り組みを進めるために必要な情報を共有する 市民からの提言を積極的に受け入れる
後援	市民の自主的な取り組みに対して、市が支援していることを表明する
協力	市民の自主的な取り組みに対して、実行委員会への職員の派遣や物資の提供などにより応援する
共催	市民とともに責任と役割を分担しあって一緒に取り組みを行う
助成・補助	市民の自主的な取り組みに対して、制度を活用し資金を提供する
委託	本来市が行うべき業務であるが、市民が行う方がより効果的である場合に、契約を交わして代わりに実施してもらう

このように協働の手段は数多くあります。それぞれの取り組みの内容に応じて、これらの手段を組み合わせながら、より効果的な進め方を検討し実践します。

### (4) 協働事業の創出

#### 協働提案制度

市民が行政との協働で進める事業を提案できる制度の創設を検討します。

市は、出された提案の採択の可否について検討経緯と理由を公開するとともに、市民活動支援機関などを通じて、よりよい提案ができるように配慮します。

#### 協働にふさわしい事業の考え方

市民との協働にふさわしい事業として、以下のような例を示します。

\* 市民が主体的である方が市民の意欲が活かせ、参加にも広がりが期待できる事業。

例えば、市民手づくりで進めるイベントや学習活動など。

\* 市民に愛着を持って利用してもらいたい施設の設計、建設、運営。

例えば、地区の集会所や公民館、公園、道路など。

\* 地域の実情（それを必要としている社会的な背景）、地域固有の環境や歴史などに配慮すべき事業。

例えば、地区計画や支え合いマップづくり、水路の補修、遊歩道の整備など。



\* 市民の要望に沿ったきめの細かいサービスを提供したい事業。

例えば、利用料をとって運営している公衆浴場や観光施設、社会教育施設など。

#### ワンポイント

委員会では、「きらり輝く協働のまちづくり事業」の助成制度に限らず、多方面において協働事業を市民が提案できる仕組みの創設が必要であるとの意見が出されました。

この「協働提案制度」は、協働推進担当課が提案団体と事業担当課を仲介して、調整・協議の場を確保し、また行政の判断だけでなく、第三者機関等による審査を行うことで審査の公平化が保たれます。

また、提案した市民団体の潜在能力や特性がうまく引き出されることで、より効果的な協働のまちづくりが伸展するものと考えられます。

## 5 . 参加と協働における役割と効果

---

参加と協働は、それにかかわる全ての人たちが役割を担い合うことで効果を発揮します。

### (1) 市民にとって

#### 市民一人ひとり

市民一人ひとりが、地域社会のあり方について学び、発言し、行動を起こすことで、市政は活性化します。そして、市民どうしが学びを通じて、理解し合い、力を合わせることで、もっと大きな力を発揮します。

地域社会には様々な考え方や暮らし方の人がありますが、垣根を作らずに、参加と協働の考え方を共有し、住んでいる地区の自治活動に積極的に参加するとともに、様々な課題に取り組む市民団体への理解と連帯を深めていきましょう。

こうして様々な分野での公益活動が広がり、それらに参加することにより、地域社会に積極的にかかわる機会が増えるとともに、それらのサービスを利用する選択肢が広がります。また、市政への参加機会が促進され、市政が身近なものとなるとともに、自分の意見や考えが反映しやすくなります。

#### 自治会や市民団体

自治会は、住民の生活を地域で支え合うための学習や実践を進めるとともに、活動の透明性を高め、様々な価値観を持つ住民が参加しやすくするとともに、他の自治会や市民団体との協働も積極的に進めていきます。

市民団体は、思いを同じくする仲間が集い、学び合い、自己責任のもと行動することで、地域課題の解決に向けた役割を担います。そして、活動に多くの市民の参加を促すことで個人の自己実現や社会参加のきっかけを広く提供します。

自治会も、市民団体も、ともに、参加と協働を進めることにより、活動が多くの人たちに知られるようになるとともに、様々な面で活動の基盤が安定し、組織が活性化することが期待されます。

#### 企業

広い意味での市民としての企業は、事業を通じて得られた専門性や組織力を地域社会に活かしていきましょう。会社として、または業界、団体などを通じて、まちづくりに参加することで、協働のまちづくりを進める役割を担います。

地域社会の一員として社会貢献活動を進めることで、地域の人たちからの信頼を得て、よりよい印象を広げることにつながります。また、自治会や市民団体との協働により、新たな「仕事おこし」となることも期待されます。

### ワンポイント

「参加と協働」が進むことによって相互理解が深まり、当事者意識が芽生え、事業や活動がより良い方向に進みます。ここでは、「参加と協働」を進めるために、市民がそれぞれの立場において担うべき役割を示しています。

## (2) 行政にとって

行政は、大町市第4次総合計画の基本理念に基づき、この指針をあらゆる市政運営に反映させます。

市政における企画や計画策定などの段階を含め、各過程・各分野で市民参加の機会を増やし、市民の参加を促します。

市民の公益活動を育成し、市民への活動紹介をはじめ、支援策を充実させながら、市民が活動しやすい環境づくりに努めます。また、自治会どうしや市民団体どうし、自治会と市民団体どうしの協働、市域全域や地区別（小学校区や公民館単位など）での自治的な取り組み、市内外の公益活動と連携した取り組みなどを支援していきます。

そのためにも、参加と協働を進めるための実務や配慮、対話のあり方などを学習し、工夫するための研修や学習会を進めながら、職員の意識改革を進めます。

このよう参加と協働の視点から、業務のあり方を見直し、工夫することで、職員の意識改革と行政の効率化などが進みます。また、行政の透明性を高め、市民からの信頼が向上するとともに、効率的・効果的な施策の推進が図られ、市民満足度の向上につながります。

なお、議会は、条例や予算の議決など、自治体における意思決定の機関であり、市民は選挙を通じてこれに参加しています。この指針は、行政運営における参加と協働のあり方を示したものです。行政は、参加と協働の取り組みについて議会に適切に報告を行い、よりよい連携が図れるようにします。

### ワンポイント

「市民参加と協働のまちづくり」は、市政運営にあたり、より多くの市民参加を得て行政の意思を決定し、より多くの市民参加と協働によって、効率的・効果的な事業推進を図っていくというものです。

委員会では、間接民主主義の考え方や議会運営においても、「市民参加と協働」の取り組みが必要であることから、行政と議会相互における「市民参加と協働」の取り組みの伸展によって、より活力のあるまちづくりが進むとの意見が出されました。

### (3) 地域全体にとって

「参加と協働」は、一言で言えば「おたがいさま」の精神です。それぞれが気づき合い、考え合い、助け合い、協力し合うことにより、みんなが仲良くなって人びとや地域が元気になります。

また、今まで一人ではできなかったことが実現できたり、「参加と協働」を通じて、人の心の温かさや豊かさを実感することができるようになります。

そして、一人ひとりが「参加と協働」の取組みを進めることにより、市の将来像「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」が実現します。

## 【用語説明】

### 住民自治

「自治体の運営はその自治体の住民の意思に基づき、住民の参加によって行われるべき」という考えのもと、広く住民の参加を認め、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体が同じ立場で実施すること。

### 公益活動

様々なニーズに対応したサービスを提供したり、社会的な課題を解決することによってより住みやすい社会をつくるために行う市民の自発的・自主的な活動。

### 市民活動

市民が自発的かつ自主的に、社会や地域に貢献する下記の活動。

- 1 営利を目的としない活動であること。
- 2 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動であること。
- 3 市民に対し内容が開かれた活動であること。
- 4 政治活動や宗教活動を主たる目的としない活動であること。

上記の活動を継続的に行う団体を市民団体という。

### きらり輝く協働のまちづくり事業

市民のやる気と熱意ある自主的なまちづくり活動を資金面から支援する市の助成制度。

市民が審査員となり公開審査会において助成額が決定される。H14 年度に創設され H20 年までに延べ 306 団体に対し、総額 1 億 400 万円余が助成されている。

〔助成制度の概要〕

対象事業	上限額	助成期間
花づくり活動	20 万円	10 年間
伝統文化継承活動	30 万円	1 年間
地域づくり活動	150 万円	3 年間

### 大町市第 4 次総合計画

まちづくりの指針となる市の最上位計画。市の将来像を示す「基本構想」、必要な各施策分野の方向性を示す「基本計画」、各分野の施策を具体化した「実施計画」の 3 層で構成されている。基本構想は地方自治法で策定が義務付けられ議会の議決が必要。

大町市の第 4 次総合計画は平成 28 年度を目標年度とし、市の将来像を「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」としている。

## まちづくり（むらづくり、地域づくり）

地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携協力して、身近な移住環境を斬新的に改善し、まちの魅力や活力を高め、生活の質の向上を実現するための一連の持続的な活動。

## 自治会

一定の地域に住む人々が日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通する様々な課題をみんなで協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動している住民組織。

大町市の連合自治会は昭和 35 年に設立され、現在市内 99 の自治会で構成されている。

## 自治のまちづくり

「自ら考え、自ら責任を持って行動する」ことを基本とし、自分たちの地域のことは、自分たちで考え、自分たちで決め、自分たちで行動し、自分たちで責任を持ちながら地域を支え合い助け合うこと。

## 職員出張講座

市民が自主的に開く勉強会や研究会などの場に、市職員を講師として派遣し、様々な情報を提供するとともに、市民と職員との信頼関係を深め、まちづくりを推進することを目的として実施するもの。

## 各種審議会

市民、学識経験者、関係団体の代表者などから構成され、市の事務・事業について必要な審議や調査などを行うため、地方自治法に基づき市長及びその他の執行機関に設置される機関。市が政策などを立案する際、専門的・技術的な判断を要する事案について、各関係者の意見を広く聴取し様々な角度から議論を尽くすため設置される。

## パブリックコメント

行政が政策や制度などを決定する際に、市民の意見を聞いてそれを考慮しながら最終決定を行う仕組み。目的として大きく次の 2 点がある。

- 1 行政の意思決定過程の公正を確保し、透明性の向上を図る。
- 2 市民の多様な意見・情報を把握するとともに、それらを考慮して意思決定を行う。

## 行政評価制度

住民ニーズに基づくより良いサービスを効果的・効率的に提供することを目的として、行政経営の効果について目標を明確にして客観的な評価を行い、その評価結果に基づく改善を次の行政経営の企画・立案に反映させる仕組み。

## 委員長あいさつ

多くの方々のご努力により、基本指針案をまとめることができましたことを心より感謝申し上げます。

委員会では、計画づくりにおける市民参加のモデルとなるようにと、素案の段階で広く意見を募集し、意見交換会を開催しました。

文書での意見は3名の方からいただきましたが、数は少なくとも、質の高い積極的なものでした。また、意見交換会は、私たちの予想を超える60名余の出席者があり、一般の市民、自治会や市民団体で役を担っている方々、議員、市職員など、さまざまな立場からご参加いただきました。市民の高い関心を実感させられるとともに、寄せられたご意見をどのように反映していくのか、たいへん重い責任を負いました。というのは、これまで「意見を出しても反映されていなかった」という声が、委員会においても出されていたからです。

しかし、結果的には、お寄せいただいた意見が、委員会の議論では具体的にならなかった大切な部分で力強く背中を押してくれました。けっして十分ではなかったかもしれませんが、最大限お応えする努力をし、おかげさまでよりよい指針案になったと考えています。

この指針案は、私たちの手づくりの未熟な文章ではありますが、これが私たちの議論の到達点であり、身の丈にあった指針案であると考えています。「序」にあるように、参加と協働は住民自治の原点です。であるからこそ、高みにある課題であるともいえます。この指針案の実践もまた多くの課題が待ち受けていることでしょう。

くりかえし強調してきたように、参加と協働は目的ではありません、何かを達成するための手段です。意見交換会でも「何のために力をあわせるのか、その大きなところを示してほしい」という声が少なからず出されました。

今、地域社会はたいへん厳しい現実と直面しています。そのなかで、大町市にとって行政と市民が力を出しきって達成しなければならない課題は何なのか。私たち市民も大いに発言し、行動しますが、ぜひ行政においても大胆に語りかけ、提案してほしいと思います。

また、この基本指針ができたことで、既存の自治会や市民団体のみならず、様々な市民活動が市内に広がり、元気なまちになったと言われるようになることを期待します。

平成21年2月9日

市民参加と協働のまちづくり推進基本指針策定委員会

委員長 傘木宏夫

## 参考資料

### 大町市市民参加と協働のまちづくり推進基本指針策定委員会設置要綱

#### (趣旨)

第1 この要綱は、市民参加と協働のまちづくりに係る基本指針を策定するため、大町市市民参加と協働のまちづくり推進基本指針策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2 委員会は、大町市市民参加と協働のまちづくり推進基本指針等の策定に必要な事項を協議するものとする。

#### (委員)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 識見を有する者
- (3) 市長が指名する職員

#### (任期)

第4 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

#### (庶務)

第7 委員会の庶務は、総務部企画財政課が行う。

#### (委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。



## 策定委員会の構成

	区 分	氏 名	正副委員長	備 考
1	公募委員	堀 堅 一		大町水物語の会会長
2	公募委員	前 川 浩 一		美麻地域づくり会議副会長
3	公募委員	小 林 敏 博		大町グランドワークわっぱらんどの会会長
4	公募委員	山 内 香 代 子		遊企画代表
5	公募委員	梅 田 敏 男		大町エネルギー博物館友の会会長
6	公募委員	小 林 真 奈 美		大町市 P T A 連合会会長
7	公募委員	野 村 透	副委員長	鷹狩山に展望公園をつくる会会長
8	公募委員	傘 木 宏 夫	委員長	N P O 地域づくり工房代表理事
9	識見有者	太 谷 正 祥		大町市連合自治会会長
10	識見有者	平 林 操		大町市総合計画審議会委員
11	市 職 員	遠 山 勝	副委員長	総務部庶務課長
12	市 職 員	山 下 鈴 代		民生部市民課長
13	市 職 員	田 中 秀 司		民生部福祉課長
14	市 職 員	勝 野 稔		民生部生活環境課長
15	市 職 員	西 沢 義 文		産業建設部建設課長
16	市 職 員	降 旗 和 幸		産業建設部商工労政課長
17	市 職 員	木 村 隆 一		水道部水道課長
18	市 職 員	鳥 屋 寿 和		八坂支所総務民生課長
19	市 職 員	佐 藤 修 一		美麻支所総務民生課長
20	市 職 員	羽 田 一 幸		教育委員会生涯学習課長

策定委員会検討経緯

期 日	内 容
9月16日	第1回委員会 委嘱・任命 正副委員長互選 検討のすすめ方等
9月19日	第1回役員会 検討のすすめ方等
9月29日	第2回委員会 市民懇談会報告書に基づく検討 行政情報の開示 広報のあり方 市が主催及び実行委員会を組織する事業への参加 市民の意見や要望を把握する施策
10月10日	第3回委員会 市民懇談会報告書に基づく検討 政策の形成や評価への参加 審議会等やパブリックコメントの持ち方 基本指針の構想構成検討
10月20日	第4回委員会 市民懇談会報告書に基づく検討 きらり輝く協働のまちづくり事業 協働事業の提案制度 シンボルプロジェクトの創出 協働事業の評価システム 市民活動への支援
10月27日	第2回役員会 基本指針たたき台の作成
10月31日	第5回委員会 市民懇談会報告書に基づく検討 自治の地域づくり 自治基本条例の制定 基本指針（たたき台）の検討
11月10日	第6回委員会 基本指針（たたき台）の検討

11月17日	第3回役員会 基本指針たたき台の作成
11月19日	第7回委員会 基本指針（たたき台）の検討
12月1日	第8回委員会 基本指針（たたき台）の検討
12月16日	第4回役員会 基本指針（素々案）の作成
12月19日	第9回委員会 基本指針（素々案）の検討
12月25日 ～1月26日	基本指針（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）
1月16日	第10回委員会 基本指針（素案）の検討
1月26日	第11回委員会 基本指針（素案）に対する公開意見交換会の開催
2月3日	第5回役員会 基本指針（案）の作成
2月6日	第12回委員会 基本指針（案）の集約
2月9日	市長への報告（正副委員長）

## 策定委員会からの提案

～「参加と協働」をよりよく進めるために～

市民参加と協働のまちづくり推進基本指針策定委員会では、「市民参加と協働に関する市民懇談会」(西澤運之会長)の報告書(平成20年7月23日)を引き継いで議論を重ねました。

今後、行政などにおいて、市民参加と協働のまちづくりを進めていく際の選択肢のひとつとして、参考にしてもらいたいことを提案として列記します。

### 1. 情報の公開と広報

#### (1) 情報の公開

- \* 市民が「知りたい情報とは何か」をつねに把握するように努める。
- \* 市民が情報を入手しやすいように案内し、その理解を手助けする。
- \* 公開できない場合にはその理由をきちんと説明する。

#### (2) 広報のあり方

- \* 「広報おおまち」やホームページの編集を市民参加で行う。
- \* 広報における情報の収集・加工・発信を市民とともに進める。
- \* ホームページは、幹となるところに大切な情報を置いておく。
- \* 欲しい情報に簡単にたどりつきやすい工夫を行う。
- \* ここ(ホームページ)を見ればいつでも情報を取ることができる環境にする。

### 2. 政策や計画づくりへの市民参加

#### (1) 市民意見や要望を的確に把握する取り組み

- \* 行政としてできること、できないことを明確にして、それを情報として公開する。  
(その中間域が協働ですすめる事業となる)
- \* 意向調査(アンケート)や聞き取り調査を適宜行う。
- \* 人がたくさん集まる場所に意見箱を設置し幅広く意見を募る。

#### (2) 政策・計画づくり

- \* 素案(たたき台)をつくる作業の段階から市民が加わる。
- \* 各種事業の評価方法も市民参加で検討し、市民との協働で評価を行う。
- \* 市民や市職員が有志で政策学習の場を持つ。

(3) 審議会や意見募集（パブリックコメント）の持ち方

- \* やる気のある人を登用したり、公募委員を積極的に募ったりして、事案に応じて委員の募集方法を工夫する。
- \* 意見募集（パブリックコメント）は、意見が出されるのを待つだけでなく、意見のありそうな人に提出を呼びかける。
- \* 市民の意見が生かされていることが実感できるように、出された意見とそれへの対応などがわかるようにする。

3. 参加と協働ですすめる事業について

(1) 市が主催ないし実行委員会を組織する行事（イベント）などの事業

- \* 市民要望（ニーズ）に適應しているのか、節目・節目できちんと検証を行う。

(2) 助成制度（きらり輝く協働のまちづくり事業）について

- \* 事業の内容で審査し、提案説明（プレゼンテーション）の上手い下手で判断しないようにする。
- \* 複数年度で計画されている事業は、実施状況に問題がなければ、継続して採択するようにする。
- \* 年度によって重点テーマを設ける。
- \* 3年間の期限を区切っているが、将来的に市民が独自に行う事業か、行政とともに行う事業かの見極めをしておく。
- \* （市民の自発性を奨励する方向で）評価軸を定め、事業の中間や事後、また何年か後に評価を行うようにする。
- \* 財源のあり方についても市民の寄付や「ふるさと納税制度」の利用など工夫を検討する。

(3) 協働を広げる仕組みづくりについて

- \* 助成事業に限らず、市民との協働で利用できる補助金などの制度について情報を発信し、市民からの提案が活かされるようにする。
- \* 市民や市民団体からの提案を受けて協働事業を立ち上げるときは、その経過と理由、途中経過などを公表する。

(4) 市民活動推進機関の設置について

- \* いつでも市民が気軽に立ち寄り、交流することのできる場所に、以下の機能を持つ機関を市民との協働で設けて、市民活動を支援する。
  - ・ 市民と行政の橋渡しとして協働を促すとともに、行政内の縦割りをつなく。
  - ・ 市民活動どうしをつなぎ、協働を促す。

- ・ 市民活動の資金調達化のための情報提供や申請手続きなどを支援する。
  - ・ 市民活動の振興をはかるための研修会や学習交流会を開催する。
  - ・ 貸し会議室、貸し事務所、印刷機の共同利用、共同PRなどを行う。
- \* 「市民活動推進機関」は、上記の機能が担えるよう、現行の市民参加・協働担当が実績を積み上げていく。

#### 4 . 自治のまちづくりについて

##### ( 1 ) 自治会の機能強化

- \* 自治会（常会）は、行政の下請け機関ではなく、自治のまちづくりを進める主体であることを再確認し、自治会の主体性を尊重しつつ、時代に対応した組織運営と基盤強化を支援する。
- \* 市民に自治会の入会を促すとともに、自治会による入会方法の違いなどについて情報提供ができるようにする。

##### ( 2 ) 地区間の連携や市民団体との連携の推進

- \* 自治会どうし連携、市民団体との連携などにより、より効果的な事業が行えるように支援を行う。
- \* 地域で行う事業の優先順位や予算配分を地域内（自治会どうしの協議など）で考え、提案できるように、地域の自治力を高めていく努力をする。

##### ( 3 ) 新たな住民自治の模索

- \* 地域をまとめる組織として、地縁型組織である自治会だけでなく、テーマ型組織である市民団体や、企業、事業者など、多様な団体や組織で構成する新たな地域自治組織などの設置を検討する。

##### ( 4 ) 自治基本条例等の検討

- \* この指針による市民参加と協働の進み具合を見ながら、必要に応じて自治基本条例、市民参加協働条例等（参加と協働について条例により位置づけたもの）の制定を検討する。